

# 熊本県公報

号外 第 66 号  
平成 16 年 12 月 24 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

|   |              |
|---|--------------|
| <b>条 例</b>  |              |
| ○熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例……………  | (行政経営課) 6    |
| ○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………                                       | ( " ) 7      |
| ○熊本県家畜保健衛生所条例等の一部を改正する条例……………   | ( " ) 8      |
| ○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………   | (私学文書課) 9    |
| ○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……………  | (税 務 課) 14   |
| ○山鹿市、宇城市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村及び菊池市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例……………                              | (市町村総室) 15   |
| ○熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………   | (自然保護課) 16   |
| ○熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例……………  | (企業立地課) 17   |
| ○労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………  | (労働雇用課) 17   |
| ○熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………  | (都市計画課) 17   |
| ○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………                                     | (警 察 本 部) 18 |
| ○宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例……………              | (市町村総室) 19   |
| ○山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例……………                   | ( " ) 19     |
| ○阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例…………… | ( " ) 19     |
| ○菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例……………                         | ( " ) 20     |
| ○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例……………  | (財 政 課) 20   |

### 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
  - 1 この条例の制定の目的を規定することとした。(第1条関係)
  - 2 この条例での用語の定義を規定することとした。(第2条関係)
  - 3 申請等について、オンラインで行えるように規定することとした。(第3条関係)
  - 4 処分通知等について、オンラインで行えるように規定することとした。(第4条関係)
  - 5 縦覧等の電子情報処理組織の使用を規定することとした。(第5条関係)
  - 6 作成等の電子情報処理組織の使用を規定することとした。(第6条関係)
  - 7 県の機関が行う手続等でオンラインで行うことができるもの等の状況について公表することを規定することとした。(第7条関係)
  - 8 委任事項を規定することとした。(第8条関係)
  - 9 この条例は、平成17年3月1日から施行することとした。
  - 10 この条例の制定に伴い、熊本県種雄畜条例の関係規定を整理することとした。(附則第2項関係)
  - 11 この条例の制定に伴い、熊本県職員団体に関する条例の関係規定を整理することとした。(附則第3項関係)
  - 12 この条例の制定に伴い、熊本県行政手続条例の関係規定を整理することとした。(附則第4項関係)
- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - 1 「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」(平成7年熊本県条例第16号)の一部改正に伴い、必要な改正を行うこととした。(別表第41号関係)
  - 2 田浦町又は芦北町が処理している事務を、芦北町が処理することについて規定

- の整備を行うこととした。(別表第2号、第6号及び第34号関係)
- 3 三角町、不知火町、松橋町、小川町又は豊野町が処理している事務を、宇城市が処理することについて規定の整備を行い(別表第2号、第6号、第9号、第13号、第34号及び第40号関係)、山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町又は鹿央町が処理している事務を、山鹿市が処理することについて規定の整備を行うこととした(別表第40号関係)。
  - 4 菊池市、七城町、旭志村、大津町、菊陽町、合志町、泗水町又は西合志町が処理している事務を、菊池広域連合が処理することについて規定の整備を行うこととした。(別表第7号及び第14号関係)
  - 5 一の宮町、阿蘇町又は波野村が処理している事務を、阿蘇市が処理すること等について規定の整備を行うこととした。(別表第2号、第9号及び第13号関係)
  - 6 菊池市、七城町、泗水町又は旭志村が処理している事務を、菊池市が処理することについて規定の整備を行い(別表第2号、第9号、第13号及び第40号関係)、七城町、旭志村及び泗水町が廃止されることに伴い所要の整備を行うこととした(別表第7号、第14号関係)。
  - 7 条例は、次に掲げる日から施行する。
    - (1) 第1条の規定 公布の日
    - (2) 第2条の規定 平成17年1月1日
    - (3) 第3条の規定 平成17年1月15日
    - (4) 第4条の規定 平成17年2月1日
    - (5) 第5条の規定 平成17年2月11日
    - (6) 第6条の規定 菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分が効力を生ずる日

#### ◇熊本県家畜保健衛生所条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県家畜保健衛生所条例の一部改正を行うこととした。(第1条関係)
  - (1) 宇城市設置に伴う熊本県中央家畜保健衛生所の項中管轄区域の欄の一部改正
  - (2) 阿蘇市設置に伴う熊本県阿蘇家畜保健衛生所の項中位置及び管轄区域の欄の一部改正
- 2 熊本県福祉事務所設置条例の一部改正を行うこととした。(第2条関係)
  - (1) 宇城市設置に伴う第2条の表熊本県宇城福祉事務所の項中位置及び所管区域の欄の一部改正
  - (2) 阿蘇市設置に伴う第2条の表熊本県阿蘇福祉事務所の項中位置の欄の一部改正
- 3 熊本県地域農業改良普及センター設置条例の一部改正を行うこととした。(第3条関係)
  - (1) 宇城市設置に伴う熊本県宇城農業改良普及センターの項中位置及び管轄区域の欄の一部改正
  - (2) 阿蘇市設置に伴う熊本県阿蘇農業改良普及センターの項中位置及び管轄区域の欄の一部改正
- 4 熊本県保健所条例の一部改正を行うこととした。(第4条関係)
  - (1) 阿蘇市設置に伴う熊本県阿蘇保健所の項中位置及び管轄区域の欄の一部改正
  - (2) 宇城市設置に伴う熊本県宇城保健所の項中位置及び管轄区域の欄の一部改正
- 5 熊本県地域振興局設置条例の一部改正を行うこととした。(第5条関係)
  - (1) 宇城市設置に伴う第2条の表熊本県宇城地域振興局の項中位置及び所管区域の欄の一部改正
  - (2) 阿蘇市設置に伴う第2条の表熊本県阿蘇地域振興局の項中位置及び所管区域の欄の一部改正
  - (3) 宇城市設置に伴う第3条の表中下水道法(昭和33年法律第79号)の規定に基づく流域下水道に関する事務の項の一部改正
- 6 施行期日(附則第1項関係)
  - (1) 宇城市設置に伴う改正規定 平成17年1月15日
  - (2) 阿蘇市設置に伴う改正規定及び附則第2項から第6項までの規定 平成17年2月11日
- 7 経過措置
  - (1) 阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇家畜保健衛生所長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇家畜保健衛生所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県中央家畜保健衛生所長の行った処分その他の行為又は熊本県中央家畜保健衛生所長に対して行った申請その他の行為とみなすこととした。(附則第2項関係)
  - (2) 阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇福祉事務所長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇福祉事務所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県上益城福祉事務所長の行った処分その他の行為又は熊本県上益城福祉事